

関川水系漁業協同組合 内共第15号五種共同漁業遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、関川水系漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第15号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、いわな、やまめ、にじます、うぐい、こい及びふなをいう。以下同じ。)の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合又は組合承認の遊漁証発行取次所に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認証を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁の承認を受けた者は、直ちに、第7条の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

5 組合は新潟県内水面漁業協同組合連合会が発行する新潟県共通遊漁証を受けている者を「内共第15号」の漁場区域の釣りに限る遊漁を受けたものとする。但し、この場合、あゆを除く魚種とする。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁を行う場合は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

| ア 魚種 | イ 漁具・漁法 | ウ 規模 |
|---------------------------------------------|----------|---------------------------------------------|
| あゆ いわな やまめ にじます こい ふな うぐい | 手釣・竿釣・投網 | 竿釣りは一人一本 投網は手元から重りの先端まで5メートル以下、網目は12ミリ以上 |

(遊漁区域と遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| ア 魚種 | イ 区域 | ウ 期間 |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| あゆ | 内共第15号第五種共同漁業権に係る漁場の区域 | 7月11日から11月30日まで、ただし10月1日から1週間は禁漁 |
| いわな | 同上 | 3月1日から9月30日まで |
| やまめにじます | <p>内共第15号第五種共同漁業権に係る漁場の区域のうち次に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関川：苗名滝より上流区域 ・青田川床固工上流端から上流の青田川及びその支川の区域 ・矢代川農業用水取水堰上流端から上流の矢代川及びその支川の区域 ・十三川第1号堰堤上流端から上流の十三川及びその支川の区域 ・渋江川第3号砂防ダム上流端から上流の渋江川及びその支川の区域 ・片貝川砂防堰堤上流端から上流の片貝川及びその支川の区域 ・長沢川床固工上流端から上流の長沢川及びその支川の区域 ・平丸川第1号堰堤から上流の平丸川及びその支川の区域 ・別所川第3号堰堤上流端から上流の別所川及びその支川の区域 ・櫛池川砂防堰堤から上流の櫛池川及びその支川の区域 ・飯田川落差工上流端から上流の飯田川及びその支川の区域 ・保倉川農業用水取水堰上流端から上流の保倉川及びその支川の区域 | 同上 |
| こい ふな うぐい | <p>内共第15号第五種共同漁業権に係る漁場の区域のうち次に限る。</p> <p>堀切川：砂防堰堤より上流</p> | |

| | | |
|--|----------------------------------------------|--|
| | 関川：苗名滝より上流 片貝川：第1号堰堤より上流 矢代川：第2号堰堤より上流 | |
|--|----------------------------------------------|--|

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

| 区 域 | 期 間 |
|-------------------------------------------|----------------|
| 陸上自衛隊関山演習場 (国有地：上越市中郷区西四ッ谷新田しぶえ橋より上流域) | 1月1日から12月31日まで |

(全長制限)

第6条 いwana、やまめ、にじますは全長15センチ以下、うぐいは全長10センチ以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。又、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、500円を加算した額とする。

| 魚種 | 漁具・漁法 | 遊漁料 (税込) |
|-----------------------------|----------------|----------------------|
| あゆ、うぐい、こい、ふな | 竿釣 | 日券2,000円 年券5,000円 |
| いwana・やまめ・にじます・うぐい・ふな・こい | 竿釣 | 日券1,500円 年券6,000円 |
| あゆ・いwana・やまめ・にじます・うぐい・ふな・こい | 投網 竿釣(あゆのみ) | 年券12,000円 |

* うぐい・こい・ふなは「販売の自主規制及び食用抑制」の措置がとられている間は第4条に規定した区域を守ること。

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、漁場監視員に対する場合はこれに

限らず。

- (1) 総括販売 関川水系漁業協同組合（妙高市美守2丁目1-38）
- (2) その他組合が指定し公示した場所

（ 遊漁承認証に関する事項 ）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認期間が1年間の遊漁承認証にあつては、承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

- 2 遊漁承認証は、内共第15号の漁場区域と北信漁業協同組合と共同で免許を受けた漁業権の内共第16号の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。
- 3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（ 遊漁に際し守るべき事項 ）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視委員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（ 漁場監視員 ）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うこと

ができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示するベストを着用するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 注意事項
- (3) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イ左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会(以下「漁連」)の承認を受けなければならない。

表ア

| 漁場の区域 | 漁業権番号 | 漁業の区域 | 漁業権番号 |
|-------------------------------|--------|-----------|--------|
| 大川 | 内共第1号 | 北ノ又川、恋ノ岐沢 | 内共第11号 |
| 勝木川 | 内共第2号 | 鯖石川 | 内共第13号 |
| 三面川 | 内共第3号 | 鵜川 | 内共第14号 |
| 荒川 | 内共第4号 | 関川及び保倉川 | 内共第15号 |
| 胎内川 | 内共第5号 | 桑取川 | 内共第17号 |
| 加治川 | 内共第6号 | 能生川 | 内共第18号 |
| 新井郷川分水路、 新井郷川及び福島潟 | 内共第7号 | 早川 | 内共第19号 |
| | | 海川 | 内共第20号 |
| 阿賀野川 | 内共第8号 | 姫川 | 内共第21号 |
| 栗の木川及び鳥屋野潟 | 内共第9号 | 羽茂川 | 内共第22号 |
| 信濃川、加茂川、五十嵐川、 刈谷田川、魚野川、清津川 | 内共第10号 | | |

表イ

| 水産動植物 | 漁具・漁法 | 遊漁料1ヶ年 | 適用範囲 |
|----------------------------------------|-------|-------------|------|
| いわな、やまめ、うぐい、 かじか、にじます、こい、 ふな、うなぎ | 竿釣 | 13,200円(税込) | 県下一円 |
| こい、ふな | 竿釣 | 6,050円(税込) | 県下一円 |

2 前項の遊漁料の納付及び県内共通遊漁承認証の交付は、表ウの場所又は漁連及び表ウに規定する組合の指定する釣具店、オンラインシステム等において行うものとする。

表ウ

| 組合名 | 住所 |
|-----------------|----------------------------|
| 新潟県内水面漁業協同組合連合会 | 新潟市中央区南万代町13番3号 |
| 大川漁業協同組合 | 村上市温出472-28 |
| 三面川鮭産漁業協同組合 | 村上市若葉町15番1号 |
| 荒川漁業協同組合 | 村上市荒島144-24 |
| 胎内川漁業協同組合 | 胎内市下赤谷245番地1 |
| 加治川漁業協同組合 | 新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内 |
| 福島潟・新井郷川漁業協同組合 | 新潟市北区新鼻甲265 |
| 松浜内水面漁業協同組合 | 新潟市北区松浜7丁目3641番地 |
| 新潟市大形地区漁業協同組合 | 新潟市中央区西堀通4番町259-58 |
| 阿賀野川漁業協同組合 | 東蒲原郡阿賀町石間3881-4 |
| 東蒲原郡漁業協同組合 | 東蒲原群阿賀町豊川甲236番地 阿賀町役場上川支所内 |
| 鳥屋野潟漁業協同組合 | 新潟市中央区清五郎417番地 |
| 信濃川漁業協同組合 | 新潟市江南区平賀字酒座川原967番地 |
| 加茂川漁業協同組合 | 加茂市大字長谷121番地 |
| 五十嵐川漁業協同組合 | 三条市高岡651番地 |
| 刈谷田川漁業協同組合 | 長岡市栃堀6044番地 |
| 魚沼漁業協同組合 | 魚沼市佐梨1105-16 |
| 中魚沼漁業協同組合 | 十日町市干溝1508 |
| 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 | 柏崎市石曾根798番地2 |
| 関川水系漁業協同組合 | 妙高市美守2丁目1-38 1F |
| 桑取川漁業協同組合 | 上越市有間川661番地 |
| 能生内水面漁業協同組合 | 糸魚川市大字能生801番地 |
| 糸魚川内水面漁業協同組合 | 糸魚川市大字須沢中脇2426 |
| 羽茂川内水面漁業協同組合 | 佐渡市羽茂本郷659 |

4 県内の共通遊漁承認証に記載する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

(附則)

この規則は令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和6年1月1日)

【附帯決議】

漁業権遊漁規則について、法令その他行政庁の指示又は指導機関の指導により、字句その他の事項につき内容の変更をともなわない範囲内において修正加除を要するときは、理事会に一任する。ただし、次回の総会に報告しなければならない。

関川水系漁業協同組合 内共第16号第五種共同漁業遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、関川水系漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第16第五種共同漁業権の係る漁場（以下単に「漁場」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うぐい、いわな、やまめ、にじますをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合又は組合承認の遊漁証発行取次所に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による遊漁の申請は、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁の承認を受けた者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

| 漁具・漁法 | 規 模 |
|-------|------|
| 竿釣 | 1人1本 |

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| 魚 種 | 期 間 |
|--------------------|-------------------|
| いわな やまめ にじます | 3月1日から 9月30日まで |

| | |
|-----|--------------------|
| うぐい | 1月1日から 12月31日まで |
|-----|--------------------|

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる漁業の方法でウ欄に掲げる区域でエ欄に掲げる期間において、採捕した魚の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

| ア 魚種 | イ 漁業の方法 | ウ 区域 | エ 期間 |
|--------------------|-----------------------------------------|-----------------------|-------------------|
| いわな やまめ にじます | 竿釣 毛針・ルアーのみとし バーブレスシングルフック を使用 | 関川本流 一之橋か ら地震滝橋の区域 | 3月1日から 9月30日まで |

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁券販売所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(遊漁区域)

第6条 次の表の左欄に掲げる区域での遊漁は、それぞれ右欄に掲げる遊漁者のみ、遊漁できるものとする。

| 区 域 | 遊漁者 |
|-----------------------------------------------|---------------------------------|
| 内共第16号にかかる漁場の区域のうち、 関川本流並びに氷沢川 | 関川水系漁業協同組合及び北信漁業協同 組合取扱いの遊漁者 |
| 内共16号にかかる漁場の区域のうち、 新潟県側の支川 | 関川水系漁業協同組合取扱いの遊漁者 |
| 内共16号にかかる漁場区域のうち、 長野県側の支川 (ただし、古海川は除く。) | 北信漁業協同組合取扱いの遊漁者 |

*やまめ、にじます及びうぐいは「食用抑制の指導」「販売の自主規制の指導」の措置が講じられている期間及び区域に注意し遊漁する。

(全長制限)

第7条 いwana、やまめ、にじますは全長15センチ以下、うぐいは全長10センチ以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、北信漁業協同組合の内共16号第五種共同漁業権の遊漁承認証を受けた者及び遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。又、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、500円を加算した額とする。

| 魚 種 | 漁具・漁法 | 遊 漁 料 (税込) |
|------------------------|-------|------------|
| いwana・やまめ・ にじます・うぐい | 竿釣 | 日 券 1,500円 |
| | | 年 券 6,000円 |

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所又は組合が、指定するオンラインシステムにおいて行う。但し漁場監視員に対する場合はこれに限らず。

(1) 関川水系漁業協同組合取扱

①総括販売 関川水系漁業協同組合事務所
(妙高市美守2丁目1-38)

②その他、組合が指定し公示した場所

(2) 北信漁業協同組合取扱

①総括販売 北信漁業協同組合
(長野県上水内郡飯綱町大字牟礼936-2)

②その他、組合が指定し公示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 双方の組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認期間が1年間の遊漁承認証にあつては、承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) 発行者名

2 遊漁承認証は、内共第15号の漁場区域と北信漁業協同組合と共同で免許を受けた漁業権の内共16号の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。

3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示するベストを着用するものとする。

(1) 氏名

(2) 注意事項

(3) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、規約で定める。

(附則)

この規則は令和7年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和6年 月 日)

【附帯決議】 漁業権行使規則について、法令その他行政庁の指示又は指導機関の指導により、字句その他の事項につき内容の変更をともなわない範囲内において修正加除を要するときは、理事会に一任する。ただし、次回の総会に報告しなければならない。